

羽島市市民菜園利用心得

市民菜園は、市民の皆様が農作物の栽培を通して土に親しむという、レクリエーションを通じて農業への理解を深め、入園者同士の触れ合いの機会をつくることを目的として設置したものですから、次のことを心得て菜園を利用してください。

- 1 入園者が利用できる区画は、市が指定する区画とし、野菜などを栽培すること以外の用途に利用することはできません。
- 2 入園者は、菜園の借地権・小作権・地上権などの権利は一切ありません。
- 3 市民菜園貸付規程第4条2項に掲げる下記行為をしてはなりません。
 - (1) 建物又は工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付菜園を第三者に転貸すること。
 - (4) 草花又は野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
 - (5) 樹木及び多年生植物を栽培すること。
 - (6) 近隣の利用者及び第三者に迷惑をかけること。
 - (7) 前各号に掲げるほか、貸付けの円滑な実施、及び運営の支障となること。
- 4 菜園を利用するにあたり、次の行為を禁止します。
 - (1) 菜園内外で野外焼却（野焼き）を行うことや、雑草・野菜クズなどを放置すること。
 - (2) 菜園の内外へ石・ガラス・瀬戸物・空き缶・空きビンなどを持ち込んだり、捨てること。
 - (3) 第三者と共同で利用したり、菜園を他人に貸すこと。
 - (4) 菜園内に木材その他の材料で構造物を造ることや、自分の区画を囲うこと。
 - (5) 「畔」を壊したり、菜園内の土を持ち出したり区画の形状を変えること。
 - (6) 立て看板・区画番号札・区画の境界杭などを移動すること。
 - (7) 菜園内外に農具（農機具）・農業用資材・肥料・農薬等を常時置くこと。
- 5 天災・病害虫・盗難などによる農作物の被害に対しては、市は一切責任を負いません。
- 6 入園者が、何らかの理由で菜園の利用資格を放棄する場合は、徴収した貸付賃料は一切返還しません。
- 7 菜園の貸付期間は原則として3年間とします。
- 8 貸付期間3年間の途中において、新たに利用資格を得た入園者の貸付期間

はその残存期間とします。

9 入園者は、市の都合（地下構造物等の維持管理作業等）により休止・廃止するときは、ただちに利用前の状態に復して返還してください。

10 入園者が利用資格を喪失したときは、速やかに栽培作物などを撤去し、2週間以内に返還しなければなりません。

11 野菜などを栽培するための農具・種苗・肥料などは入園者の自己負担です。

12 入園者は、他の入園者に迷惑をかけないように注意し、入園者同士が互いに協力し、触れ合いの場になるように心掛けなければなりません。

13 利用区画や周辺の畔や道路などに雑草が生えたときは、速やかに刈り取り、より効果的な野菜栽培ができるよう、互いに協力してください。

14 入園者は、何らかの理由で菜園の利用ができないときには、期間の長短にかかわらず、市に連絡してください。連絡なく雑草などを生やしたままにしておくと、入園者の利用資格を取消し、他の希望者の利用に供することがあります。

15 利用申込時の連絡先に変更があった場合は直ちに連絡してください。

16 その他、菜園の利用に際しては市の指示に従ってください。指示に従わない場合は、菜園の利用資格を取り消すことがあります。